

池田市立学校児童生徒の指定校変更及び区域外就学許可運用規程

1. この規程は池田市内の市立小学校、中学校および義務教育学校（以下「学校」という。）に就学し、または就学しようとする児童生徒が、池田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める通学区域と異なる学校への就学（「指定校変更」という。）または池田市外からの就学（「区域外就学」という。）を許可する場合の規定を定めたものである。

※以下、池田市立ほそごう学園においては、小学校を義務教育学校前期課程、中学校を義務教育学校後期課程と読み替えるものとする。

2. 許可する範囲

指定校変更または区域外就学は、保護者からの申し立てにより、教育委員会および学校長の合意に基づき、つぎの規定により許可する。

事 由	期 間	添付書類等
小学校の児童で、両親の共働き等により、自宅からの通学が当該児童の日常生活に著しく支障をきたすため、両親の勤務する事業所または親戚等の住居から通学する場合。	学年末まで (学年ごとの申立により最長卒業まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両親の共働きを証明するもの ・ 事業所の所在地がわかるもの ・ 親戚等からの届出書
最終学年以外の学年に在籍し、学期途中で転出(転居)するが、引き続き在籍校への通学を希望する場合。	学期末まで	—
小学校第5学年または中学校第2学年の3学期終業式以降に転学の事由が生じたとき。	卒業まで	—
前事由により指定校変更または区域外就学を行う兄弟と同じ学校に通う弟妹。	学年末まで	—
学期途中で他の市町村から本市に転入するか、または市内で転居する予定にあるときで、学期当初からあらかじめ転入先または転居先の指定校への通学を希望する場合。	入居予定日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居の確認ができる書類 (売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書など) ・ 本人確認できるもの
止むを得ない事情(建替え等)により一時的に住居を移転する場合で、転居後6ヶ月以内に、元の通学区域に再移転することが確定しているとき。	6ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書など
別表に掲げる調整区域に居住している場合。	調整区域に居住している期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学通知書

調整区域一覧（別表）

町 名	指定校の → 連携する		調整校の → 連携する	
	小学校	中学校	小学校	中学校
建石町	池田小学校	池田中学校	五月丘小学校	渋谷中学校
旭丘1丁目 旭丘2丁目	石橋小学校	石橋中学校	秦野小学校	渋谷中学校
鉢塚3丁目	緑丘小学校	渋谷中学校	石橋小学校	石橋中学校
天神1丁目	北豊島小学校	北豊島中学校	石橋小学校	石橋中学校

3. 教育的配慮を要する児童生徒に対する措置

前項の規定にかかわらず、次の内容に該当し、教育的配慮が必要と思われるときは、教育委員会と学校長および保護者との協議により、保護者の申し立てを経て、相当期間の指定校変更または区域外就学を許可することができる。

事 由	期 間	添付書類等
家庭事情（両親の離婚等）による理由で、児童生徒が著しく心身不安定の状態にあるとき。	相当期間	・ 学校長の具申書
不慮の災害による理由で、児童生徒の生活に急激な変化が生じているとき。	相当期間	—
学校での生活面（非行、不登校、いじめ等）への不安があるとき。	相当期間	・ 学校長の具申書

4. 申し立ての手続き

指定校変更または区域外就学を希望する児童生徒の保護者は、「指定校変更・区域外就学申立書」および添付書類等を、教育委員会へ提出することにより申し立てを行うものとする。

※ 令和4年4月1日施行